

2022年9月16日

京都商工会議所グループ保険生命共済制度  
(京商はんなり共済®) 加入事業所各位

京都商工会議所

新型コロナウイルス感染症に罹患された場合の  
病気入院見舞金のお支払いについて  
(9月26日より変更のご案内)

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さまに心からお見舞い申し上げます。

平素より京都商工会議所の事業運営に御協力賜りありがとうございます。  
ご高承のとおり、「京商はんなり共済®」では2018年6月より、本所独自の見舞金制度をご用意しております。

病気入院見舞金につきましては、病気の治療を目的として医療機関に5日以上入院された場合がお支払いの対象となりますが、現在、新型コロナウイルス感染症に罹患された場合は、医療機関等への入院だけでなく、医療機関の事情等により医師または保健所の指示で、自宅またはホテル等の臨時施設で治療を受けられた方(以下「みなし入院」と表記)も、病気入院見舞金のお支払い対象としてお取り扱いをしているところでございます。

今般、政府より新型コロナウイルス感染症に係る発生届の範囲を全国一律で重症化リスクの高い方に限定することが公表されたことや、本共済制度引受保険会社における「みなし入院」の取扱い変更を受け、本所の病気入院見舞金につきましても、お支払いの対象を以下のとおり見直すことと致しましたので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

◆「みなし入院」による病気入院見舞金のお支払い対象

2022年9月26日(月)以降に、新型コロナウイルス感染症と診断された方のうち、下記の重症化リスクの高い方

- ① 65歳以上の方
- ② 入院を要する方
- ③ 重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の投与が必要な方 又は  
重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な方
- ④ 妊婦の方

以上

※今後、法令の改正等がなされた場合など、本見舞金制度の取扱いを変更する可能性があります。

本件に関するお問合せは、会員部 共済・雇用労務支援課(電話 075-341-9783)にて承ります。

◆請求にあたっては、**1. 見舞金請求書**および**2. 添付書類**をご提出ください。

### **1. 見舞金請求書**

※対象の方にお送りしますので、下記問合先までご連絡ください。

### **2. 添付書類**

#### **■令和4年9月25日以前に罹患された方**

- ①新型コロナに罹患したことがわかる以下の書類（いずれか）
- ・「My HER-SYS」の画面のスクリーンショット
  - ・医療機関が発行する検査結果
  - ・診療明細書（二類感染症患者入院診療加算が記載されたもの）

#### **■令和4年9月26日以降に罹患された方**

- ①基本書類 …【65歳以上の方】は①のみで可  
新型コロナに罹患したことがわかる以下の書類（いずれか）
- ・「My HER-SYS」の画面のスクリーンショット
  - ・医療機関が発行する検査結果
  - ・診療明細書（二類感染症患者入院診療加算が記載されたもの）
- ②【入院を要する方】…①の書類に加え、以下の追加資料
- ・入院領収書、入院診療明細書または退院証明書 等
- ③【重症化リスクのある方】…①の書類に加え、以下の追加資料
- ・（投薬の場合）コロナ治療薬が確認できる処方箋・服用薬剤説明書 等
  - ・（点滴の場合）コロナ治療が確認できる診療明細書 等
  - ・（酸素投薬の場合）「酸素吸入」または「在宅酸素療法指導管理料」の算定記載がある診療明細書 等
- ④【妊娠中の方】…①の書類に加え、以下の追加資料
- ・母子手帳（被保険者名および妊娠の経過が確認できるページ）等、妊娠中であることが確認できる書類

※見舞金は、支払事由発生日から180日以内にご請求ください。

※今後、法令の改正等がなされた場合など、本見舞金制度の取扱いを変更する可能性があります。

#### **【問い合わせ先】**

〒600-8565

京都市下京区四条通室町東入 京都経済センター7階  
京都商工会議所 会員部 共済・雇用労務支援課  
(TEL 075-341-9784 FAX 075-341-9798)